

# 荻生徂徠著『楽律考』訳注稿(二)

山寺(小野)美紀子

## 凡例(補遺)

「荻生徂徠著『楽律考』訳注稿(一)」(『國學院大學北海道短期大学部紀要』第三〇卷、二〇一三年)に載せた凡例と重複する事項は除く。

〈現代語訳・訳注〉

一、本書『楽律考』の内容に対する理解を深めるため、訳注作成にあたっては、徂徠の他の著述や、荻生北溪等による本書に関連する著述、及び本書の注釈本等から、関連する箇所を挙げ、照合した。今回、本稿(訳注稿(二))で使用した文献資料は、左に示すとおりである。

1. 荻生徂徠著・荻生北溪補・中根元圭閱『度量衡考』所収(徂徠著)「度考」(川原秀城・池田末利編輯『荻生徂徠全集一三 統治論二』一九八七年、みすず書房 所収)

2. 荻生徂徠著『周尺考』(駁朱度考)(同右)

3. 荻生北溪著「楽律考解」(『楽律考』無窮会本 所収)

4. 「荻生考(第五七冊)」所収「楽律考」附記「楽律ノ考」(国立公文書館内閣文庫所蔵『名家叢書』所収、『国立公文書館内閣文庫蔵名家叢書下』)

(関西大学東西学術研究所資料集刊十二・三、一九八二年、関西大学東西学術研究所) に影印収載)

5. 「荻生考 (第六二冊)」所収「周尺ノ考」・「歴代尺ノ考」(同右)
  6. 『楽律考』の山根大式注 (甲陽図書刊行会校訂『山根大式遺著』一九一四年、甲陽図書刊行会 所収)
  7. 『楽律考』の蒔田雁門注 (『大楽発揮摘註』雁門摘註本 所収)
  8. 荻生徂徠著 『楽制篇』(『大楽発揮摘註』雁門摘註本 所収 卷下「楽制篇」)
  9. 荻生徂徠著 『琴学大意抄』(荻生家所蔵、荻生徂徠自筆稿本)
  10. 荻生徂徠著 『護園十筆』(西田太一郎編輯『荻生徂徠全集一七 随筆一』一九七六年、みすず書房 所収)
  11. 荻生徂徠著 『徂徠集』(平石直昭編『徂徠集 付・徂徠集拾遺』近世儒家文集集成第三卷、一九八五年、ペリかん社)
  12. 荻生徂徠著 『南留別志』(日野龍夫編輯『荻生徂徠全集一八 随筆二』一九八三年、みすず書房 所収)
- 一、訳注において、右の1・2・10・12は、翻字または読下しをそのまま引用し、該当頁を( ) 内に示す。3〜9の引用にあたっては、句読点・並列点を補い、あるいはもとから施されている読点を、適宜、句点・並列点に改め、漢字の異体字は、原則として正字に改め、仮名の変体・略体・合字等は、通行の字体に改め、翻刻した。ただし、表記としては、「律歴」は「律曆」に、「黄鍾」は「黃鐘」に、「太簇」は「太簇」に改めず底本のままとした。
- 一、拙著「荻生徂徠著『楽律考』訳注稿(一)」は、「訳注稿(一)」と略記する。

【四】

晉時荀勗妙解音律、取協古器、釐正復舊。<sup>(1)</sup> 宋・齊暨陳、一皆因之。<sup>(2)</sup> 中間梁武時有議訂、尋值亂離、未及改造。<sup>(3)</sup> 此終江南之朝、周・漢之音尙存也。<sup>(4)</sup>

〈訓読〉

晋の時、荀勖、音律を妙解し、<sup>かな</sup>協ふことを古器に取りて、釐正して旧に復す。宋・斉より陳に暨ぶまで、一に皆之に因る。中間、梁武の時に議訂すること有り、尋いで乱離に値ひて、未だ改め造るに及ばず。此く江南の朝を終ふるまで、周・漢の音、尚ほ存す。

〈訳〉

晋（二六五～四二〇）の時期、荀勖は非常によく音律を理解しており、古の器物を用いて正しい音高を求め、（生じていた誤りを）改め正して元（の制度）に戻した。宋（劉宋、四二〇～四七九）、斉（南斉、四七九～五〇二）から陳（五五七～五八九）に至るまで、全て皆、これ（荀勖が正した古からの制度）を踏襲した。その間、梁（五〇二～五五七）の武帝の時に、（樂制を）論じ合つて定めることもあったが、間もなく世の中が乱れてしまったため、（制度や実際の樂器を）作り直すには至らなかった。このように、江南の朝廷（南朝の宋・斉・梁・陳）が亡びるまで、周・漢の音樂（の制度）はなお存していたのである。

〈注〉

(1) 荀勖 荀勖（？～二八九）、字は公曾、潁川潁陰の人。『晋書』卷三九に伝がある。初め魏に仕え、晋朝では、中書監・光祿大夫・秘書監・尚書令となり、律令の制定や記籍の整理、機密の管理などに参与した。また、朝廷の音樂制度を掌り、音律の改定を行い（次の注(2)参照）、儀式に使われる樂舞の整備や歌辞の制作、古くから伝わる清商樂（後の注(8)参照）の歌辞の整理などを行った。さらに、泰始十年（二七四）には、朝廷の倉庫から出てきた律管の類（杜夔の律管や調律用の笛と思しきものを含む。杜夔については「訳注稿（一）」の【三】注(6)(7)参照）を調査し、笛の調律に関して議論した上で、調律を行うための笛十二本を新たに制作したことが、『宋書』「律曆志」等に詳しく記載されている。

『晋書』卷三九「荀勖伝」には、「荀勖字公曾、潁川潁陰人、漢司空爽曾孫也。……既掌樂事、又修律呂、竝行於世。初、勖於路逢趙賈人牛鐸、識其聲。及掌樂、音韻未調、乃曰、「得趙之牛鐸則諧矣。」遂下郡國、悉送牛鐸、果得諧者。……」（一一五二～一一五三頁）とある。『宋書』卷一九「樂志一」には、「晉武泰始五年、尚書奏使太僕傅玄・中書監荀勖・黃門侍郎張華各造正旦行禮及王公上壽酒食舉樂哥詩。

……九年、荀勗遂典知樂事、使郭瓊・宋識等造正徳・大豫之舞、而勗及傅玄・張華又各造此舞哥詩。勗作新律笛十二枚、散騎常侍阮咸譏新律聲高、高近哀思、不合中和。勗以其異己、出咸爲始平相。……初、荀勗既以新律造二舞、又更修正鍾磬、事未竟而勗薨。惠帝元康三年、詔其子黃門侍郎藩修定金石、以施郊廟。」(五三九〜五四〇頁)とあり、同書卷二〇「樂志二」には「晉四箱樂歌十七篇 荀勗造」「晉正徳大豫二舞歌二篇 荀勗造」として、同書卷二一「樂志三」には「清商三調歌詩 荀勗撰舊詞施用者」として、それら樂曲の歌辭が収載されている(五八三、五八七、六〇八頁)。また、同書卷一一「律曆志上」には、「晉泰始十年、中書監荀勗・中書令張華、出御府銅竹律二十五具、部太樂郎劉秀等校試、其三具與杜夔及左延年律法同、其二十二具、視其銘題尺寸、是笛律也。問協律中郎將列和、辭、「昔魏明帝時、令和承受笛聲、以作此律、欲使學者別居一坊、歌詠講習、依此律調。……」……勗等奏、「……及依典制、用十二律造笛像十二枚、聲均調和、器用便利。講肄彈擊、必合律呂、況乎宴饗萬國、奏之廟堂者哉。雖伶・夔曠遠、至音難精、猶宜儀刑古昔、以求厥衷、合于經禮、於制爲詳。若可施用、請更部笛工、選竹造作、下太樂・樂府施行。平議諸杜夔・左延年律可皆留。其御府笛正聲下徵各一具、皆銘題作者姓名。其餘無所施用、還付御府毀。」奏可。……」(二二二〜二二三頁)とあり、『晋書』にも同様の記述が見える。

なお、荀勗の笛律については、林謙三『東アジア樂器考』「氣鳴樂器 五、荀勗十二笛の音律」四八一〜五〇一頁、児玉憲明「宋書律志訳注稿(一)」・「宋書律志訳注稿(二)」・「荀勗と泰始笛律——何承天との關係を論じて音響学史上の位置づけに及ぶ」、王子初『荀勗笛律研究』などに詳しい。

(2) **晉時荀勗妙解音律、取協古器、釐正復舊** この記述は、荻生北溪の「樂律考解」が、「晉荀勗、古器ヲ試テ、晉前尺ヲ周尺トスルコト、度量考ニ詳ナリ。」と解説し、山県大弐の注に、「荀<sup>(て荀)</sup> 勗釐正音律、事見晉書。又隋書載荀<sup>(て荀)</sup> 律與周・漢古律符合。說見度量考。」(四頁)とあるように、荀勗が尺度と音律を周・漢代の古制に復し、正しく改定したことを言っており、それについては荻生徂徠著『度量衡考』「度量考」に詳しい(後掲)。この荀勗の古尺復元に関しては、「訳注稿(一)」の【三】注(4)(5)ですでに取り上げたが、ここでまた簡略に述べると、荀勗が復元した尺は「晉前尺」と称され、『隋書』「律曆志」の「審度」においては、古の周代の尺に等しいものとして、一番目の「周尺」の条に記載されている。これに基づけば、荀勗の晉前尺は周尺であり、つまり荀勗は尺度と音律を周・漢代の古制に正しく復元した、と解釈できる。徂徠もそのように解し、『隋書』に依拠して『度量衡考』「度量考」等を著したことは、【三】注(4)に前述したとおりである。以下、『宋書』「晋書」『隋書』等に見られる荀勗の尺度復元と音律改定についての記事を挙げ、次に、それに対する徂徠の解釈と評価を窺

うことのできる記述を載せる。

『宋書』卷一一「律曆志上」には、「勛又以魏杜夔所制律呂、檢校太樂・總章・鼓吹八音、與律乖錯。始知後漢至魏、尺度漸長於古四分有餘。夔依爲律呂、故致失韻。乃部佐著作郎劉恭依周禮更積黍起度、以鑄新律。既成、募求古器、得周時玉律、比之不差毫釐。又漢世故鍾、以律命之、不叩而自應。初勛行道、逢趙郡商人縣鐸於牛、其聲甚韻。至是搜得此鐸、以調律呂焉。晉武帝以勛律與周・漢器合、乃施用之。」(二一九頁)とあり、『隋書』卷一六「律曆志上」には、「至泰始十年、光祿大夫荀勗、奏造新度、更鑄律呂。」(三八六頁)とあり、同「律曆志上」の「候氣」には、「至于後漢、尺度稍長。魏代杜夔、亦制律呂、以之候氣、灰審不飛。晉光祿大夫荀勗、得古銅管、校夔所制、長古四分、方知不調、事由其誤。乃依周禮、更造古尺、用之定管、聲韻始調。」(三九五～三九六頁)とあり、『晉書』卷二二「樂志上」に、「泰始九年、光祿大夫荀勗以杜夔所制律呂、校太樂・總章・鼓吹八音、與律呂乖錯、乃制古尺、作新律呂、以調聲韻。事具律曆志。律成、遂班下太常、使太樂・總章・鼓吹・清商施用。」(六九二頁)とある。これらを総合すると、概略は次のとおりである(『宋書』については、兪玉憲明「宋書律志訳注稿(二)」二一〇～二三三頁を参照)。

泰始九年(二七三)から十年の頃、荀勗は、魏の杜夔(「訳注稿(一)」の【三】注(6)(7)参照)が制定した音律による律管によって、朝廷の音楽を管理する太樂等の官署における楽器類を調査したところ、それらの音律は合っておらず、後漢から魏に至る間に一尺の長さが少しずつ長くなり、古の制度よりも四分あまり長くなっていること、杜夔はその長くなっていた尺度に基づいて、誤って音律を定めてしまったことを、明らかにした。そこで、周代の制度に拠り、尺度を本来の長さに戻し、その尺度に基づいて新たに律管を鑄造した。その後、古の器物を捜し求め、周代の玉律や漢代の鐘が得られたため、それらと引き合わせてみたところ、荀勗が定めた律管と少しも違わず、鐘については、同じ音律名のものが、荀勗の律管の音に共鳴して、叩くことなく鳴ったという。晋の武帝は、荀勗の改定した音律が周・漢代の楽器に調和して合うことから、これを施用し、この音律は礼樂を掌る太常に下され、太樂・總章樂・鼓吹樂・清商樂に用いられた。ただし、『晉書』卷一六「律曆志上」に、「荀勗新尺惟以調音律、至於人間未甚流布、故江左及劉曜儀表、竝與魏尺略相依準。」(四九二頁)とあり、同書卷三五「裴秀傳」の附伝(裴頠伝)に、「荀勗之修律度也、檢得古尺、短世所用四分有餘。頠上言、「宜改諸度量。若未能悉革、可先改太醫權衡。……」卒不能用。」(一〇四二頁)などに見えることから、荀勗の復元した尺度は、音律を改め、音楽演奏の調律に用いられたものの、他の制度には施行されず、民間社会にも流布しなかったことが知られる。

また、『隋書』卷一六「律曆志上」の「審度」には、「一、周尺 漢志王莽時劉歆銅斛尺。後漢建武銅尺。晉泰始十年荀勗律尺、爲晉前尺。祖冲之所傳銅尺。徐廣・徐爰・王隱等晉書云、「武帝泰始九年、中書監荀勗、校太樂八音、不和、始知爲後漢至魏、尺長於古四分有餘。勗乃部著作郎劉恭、依周禮制尺、所謂古尺也。依古尺更鑄銅律呂、以調聲韻。以尺量古器、舉本銘尺寸無差。又汲郡盜發魏襄王冢、得古周時玉律及鍾磬、與新律聲韻闇同。于時郡國或得漢時故鍾、吹新律命之、皆應。」梁武鍾律緯云、「祖冲之所傳銅尺、其銘曰、「晉泰始十年、中書考古器、揆校今尺、長四分半。所校古法有七品、一曰姑洗玉律、二曰小呂玉律、三曰西京銅望臬、四曰金錯望臬、五曰銅斛、六曰古錢、七曰建武銅尺。姑洗微強、西京望臬微弱、其餘與此尺同。」（銘八十二字。）此尺者、勗新尺也。今尺者、杜夔尺也。雷次宗・何胤之二人作鍾律圖、所載荀勗校量古尺文、與此銘同。而蕭吉樂譜、謂爲梁朝所考七品、謬也。今以此尺爲本、以校諸代尺」云。」（四〇二〜四〇三頁）とあり、荀勗が尺度を校定する際に使ったという七種の「古器」（古い器物）についても、詳しく記されている。

なお、『晉書』卷一六「律曆志上」の「審度」では、前掲『隋書』とほぼ同様の記事を載せた後に、「荀勗造新鍾律、與古器諧韻、時人稱其精密。惟散騎侍郎陳留阮咸譏其聲高、聲高則悲、非興國之音、亡國之音。亡國之音哀以思、其人困。今聲不合雅、懼非德正至和之音、必古今尺有長短所致也。會咸病卒、武帝以勗律與周漢器合、故施用之。後始平掘地得古銅尺、歲久欲腐、不知所出何代、果長勗尺四分、時人服咸之妙、而莫能厝意焉。」（四九一頁）とあり、竹林の七賢として知られる阮咸という者が、荀勗の音律が高すぎて、亡国の音であると批判したこと、その後、始平という地で見つかった古い銅尺が、荀勗の尺より四分長かったため、人々は阮咸の見識が高いと感服した、という逸話を記載する（この話は、『宋書』「樂志」「律曆志」や南朝宋の劉義慶撰『世說新語』「術解」等にも見える）。ただし、同書では、その後に続けて、「史臣案、勗於千載之外、推百代之法、度數既宜、聲韻又契、可謂切密、信而有徵也。而時人寡識、據無聞之一尺、忽周漢之兩器、雷同臧否、何其謬哉。……又、漢章帝時、零陵文學史奚景於冷道舜祠下得玉律、度以爲尺、相傳謂之漢官尺。以校荀勗尺、勗尺短四分、漢官・始平兩尺、長短度同。」（四九一頁）と、阮咸に関する人々の話は誤りであり、荀勗の尺度・音律が信賴に値し、根拠があるものとする見解を述べ、始平の尺は漢の官尺と長さが同じであったと言及している。『隋書』の「審度」においても、この阮咸に関する話は「四、漢官尺」の条に載せ、始平の尺は周尺ではなく、それより三分七毫長い漢の官尺に相当するものとして分類する。

以下は、荀勗の尺度・音律改定に関する徂徠の記述を挙げる。『度量衡考』「度考」では、冒頭の「周漢尺」の項に、前掲『隋書』「律曆志上」「審度」の記事を引き、「隋書律曆志に曰はく、「いま諸代の尺度一十五等、並びに異同の説を略すること、左のごとし。一に、周尺。

漢志の王莽が時の銅斛尺。後漢建武の銅尺。晉の泰始十年荀勗が律尺、晉前尺・祖冲之が傳ふる所の銅尺たり。徐廣・徐爰・王隱らが晉書に云ふ、「武帝泰始九年に、中書監の荀勗、太樂を校ふるに、八音和せず。始めて、後漢より魏に至りて、尺の古より長きこと、四分有餘なりと爲すことを知りぬ。勗乃ち著作郎の劉恭に部して、周禮に依りて尺を制せしむ。いはゆる古尺なり。古尺に依りて律呂を更め鑄て、以て聲韻を調ふ。尺を以て古器を量るに、本銘と尺寸差ふなし。また汲郡の盜、魏の襄王の冢を發き、古周の時の玉律及び鐘磬を得。新律と聲韻闇に同じ。時に于いて郡國或いは漢の時の故鐘を得。新律を吹きてこれに命ずるに、みな應ず。」と。梁武の鐘律緯に云ふ、「祖冲之が傳ふる所の銅尺。其の銘に曰はく、晉の泰始十年、中書、古器を考ふ。今の尺に揆校するに、長きこと四分半。校ふる所の古法、七品あり。一に曰ふ姑洗玉律、二に曰ふ小呂玉律、三に曰ふ西京の銅望臬、四に曰ふ金錯望臬、五に曰ふ銅斛、六に曰ふ古錢、七に曰ふ建武の銅尺。姑洗は微強、西京の望臬は微弱、其餘はこの尺と同じ。銘八十二字」と。この尺とは、勗が新尺なり。今の尺とは、杜夔が尺なり。雷次宗・何胤之が二人、鐘律圖を作りて、載する所の荀勗、古尺を校量するの文、この銘と同じ。しかうして蕭吉が樂譜に、謂ひて梁朝の考ふる所の七品と爲すは、謬りなり。いまこの尺を以て本と爲し、以て諸代の尺を校ふと云ふ。」と記した後、「按ずるに唐、周・隋の後を承けて、玉尺を以て古周尺と爲す。以て律呂を調へ、冠冕を作る。またこれを以て量衡を作り、湯藥にこれを用ふ。太宗御製の晉書に、荀勗尺を載すること、略して詳らかならず。其の臣・房玄齡ら、またこれを是とす。其の管子を注するに、また玉尺を以てこれを解す。ただ魏徵、心に其の非を知る。しかれども國是の在する所、口、言ふ能はず。故に其の隋書を撰するに、獨り詳らかに始末を具へ、また晉前尺を以て本と爲して、以て諸尺を校ふ。いはゆる周尺・王莽が時の銅斛尺・建武の銅尺・荀勗が晉前尺・祖冲之が銅尺は、一なり。徐廣・徐爰・王隱らが晉書と並べ稱することは、諸家に異説なきことを明らかにす。校ふる所の古法七品を載することは、荀勗が校定する所、精覈にして據るべきことを明らかにす。これ其の微意の在する所、知るべし。後世に於いて古尺の考ふべきは、乃ち魏徵が力なり。魏徵、人ただ其の善諫を稱す。これを以てこれを觀れば、其の是非を隱没すること能はざるは、また性、然りと爲す。しかれどもこの事、治國理民の關はる所にあらず。故に當時必ずしも其の是非を争はざるは、其の識また後世諸儒の上に出ること一等等なり。」(一七八〜一八〇頁)と述べている。また、同書では、南宋の王忠麟輯『玉海』、及び朱熹・蔡元定らの著述を引いた上で、「按ずるにこれ宋の時、尺を論ずる、みな隋書に載する所の晉前尺を以て周尺と爲す。」「按ずるに、……諸大儒、みな晉前尺を以て周尺と爲すこと、異論なし。」(一八一、一八三頁)と記し、さらに徂徠の『周尺考』には、「……荀勗カ周尺ヲ考タルモ、七種ノ古器ヲ以テ考定タルコトナリ。七種ノ内ニ古錢モ

アリ。サレトモ古錢ハカリニテ考テハ慥ナラヌユヘ、荀勗ハ外ニ六種ノ古器ヲ以テ考テ、古錢ヲハ考ノツキ合セニシタルコトナリ。是考ノ念入タルコトニテ、尤至極ナルコトユヘ、隋書ニモ其ワケヲ委細ニカキノセ、是ニヨリテ後世ニ至テモ、大儒ノ考ニハ隋書ノ周尺ヲ用タルコトナリ。」(三三〇頁)と見える。これらの記述によると、徂徠は、『隋書』「律曆志」を著したとする魏徵を高く評価した上で(ただし、『隋書』「律曆志」を實際に記したのは、麟德曆や九章算術注釈の撰者である李淳風であるとされる。川原秀城・池田末利「解題・凡例」「一、度量衡考」四四七頁参照)、『隋書』に基づき、荀勗の復元・校訂が七種もの古器を用いて行つた詳細で確かなものであり、荀勗の晋前尺は正しく周尺に復元されたもの、と解していたことが明らかである。

なお、荀勗を批判した阮咸と、後から発掘された始平の尺に関する逸話については、徂徠は「度考」にて、批判的な見解を詳しく述べた上で、始平の尺を周尺ではなく漢の官尺の条(四、漢官尺)に載せた『隋書』の解釈(前述)を、識見があると評価している。次のとおりである。「按ずるに阮咸もとより音律を好む。世に樂器の阮咸と號する者を傳へ、咸が造る所と謂ふ。其の器、雅樂の用ふる所にあらず。いまだ知らず、咸が音律に於いて如何んといふことを。世また咸が荀勗を譏るの言を傳ふ。しかれどもいまだ咸、何の尺を以て是と爲すといふことを知らず。咸死して後、始平に古銅尺を得。ここに於いて世争ひて咸が妙を稱す。しかれども咸がこの尺を以て善と爲すにあらざ。畢竟、世人臆度の言にして、憑るなきこと甚し。ただ世、荀勗が人となりを賤して、晉ついで喪亂す。咸、竹林の一たりて、時論これに附く。故にこの説、遂に傳はるのみ。羿、篡逆を爲して、射は萬世に稱せらる。いにしへ人を以て言を廢せず。いはんや藝をや。かつ樂の興亡に關らざること久し。聖人、禮樂を作りて治平を致す。談何ぞ容易ならん。これみな俗人の論、道ふに足らざるなり。章帝の時の事を、晉以後に在りてこれを言ふ、年代はなはだ遠く、最も附會たり。故に魏徵ひとり漢官の名を取りて、これを第四に列す。其の意けだし謂へり、これまた漢尺の訛長する者にして、いまだ杜夔が時の長さに至らずと。識見あると謂ふべし。」(一九一頁)

ほかに、『荻生考(第六二冊)』所収「周尺ノ考」及び「歷代尺ノ考」に、荀勗の尺度復元と音律改定に関する記述が見えるので、ここに載せる。「隋書ノ律曆志ノ説ヲ正説トスルコトハ、隋書ハ、唐ノ太宗皇帝ノ臣、魏徵カ作ニテ、正シキ書ナリ。隋書ノ文ノ意ヲ按スルニ、晉ノ武帝ノ泰始十年ニ、中書監荀勗ト云モノ、音律ニ精キモノナリシガ、音樂ノ調子合ザルニ因テ、後漢ノ末ヨリ三國魏ノ代マテ、世上ノ尺展轉ノ誤リニテ、何トナク覺ヘズ、四分アマリ長クナリタルコトヲ悟テ、七種ノ古器ヲ聚メテ、尺ノ誤ヲ正ス。七種ノ古器ト云ハ、魏ノ襄王ノ塚ヨリ掘出シタル周ノ代ノ姑洗ノ玉律ト、小呂ノ玉律ト、前漢ノ時ノ銅望臬ト、金錯望臬ト、王莽カ時ニ劉歆カ作レル銅斛ト、古錢

ト、後漢光武皇帝ノ建武年中ノ銅尺ト、コノ七種ノ古器ヲ證據トシテ、尺ノ長サヲ四分アマリツゞメテ、是、卽、周ノ代ヨリ後漢ノ光武皇帝ノ比マテ用來ル古尺ナリトテ、コノ尺ニテ十二律ヲ作り、音樂ヲ調べタレバ、音樂ノ調子ヨク調タリ。コノ荀勗カ考タル周尺ハ、七種ノ古器ヲ以テ考ヘテ正シタルユヘ、證據正シキコトナリ。サレトモ、學者ノ上ニテ、音律ヲ正スコトニバカリ是ヲ用テ、世上通用ハ、ヤハリ四分アマリ長キ尺ナリ。故ニ、周尺ノコトヲ、一名ハ晉前尺トモ號シ、彼四分アマリ長キ世上通用ノ尺ヲハ、晉後尺ト號ス。其後、劉宋ノ時、祖冲之ト云モノ、算術・律曆ニ精シキ人ニテ、右ノ荀勗カ定メタル尺ヲ、銅ニ鑄テ、世ニ傳ヘタルユヘニ、異名ヲ、又、祖冲之銅尺トモ云タルナリ。……朱子ノ家禮ニモ、司馬溫公ノ家ニ傳ハル周尺トテ、是ヲ用ユ。蔡西山カ律呂新書ニモ、此尺ヲ用タリ。サレハ、隋書ニ載タル荀勗カ定メシ周尺ハ、證據正シキコトナルユヘ、歷代ノ名儒、是ニ從タルユヘ、此周尺ヲ正説ト定ムルコトナリ。」(周尺ノ考)

「後漢ノ末ヨリ三國ノ魏ノ時、西晉ノ代ノ始ニ至ルマテ、尺始テ四分七釐長クナル。是ハ、誰尺ヲ改テ長クシタルニモ非ズ。只、次第展轉シテ長クナリタルコトナリ。殊ニ、後漢ノ末ヨリ亂世ニナリタルユヘ、朝廷ノ制度亂レテ、民ノ心儘ニナリタルユヘナリ。コノコトヲ、西晉ノ武帝ノ泰始九年ニ、荀勗ト云モノ、音律ノ達人ニテ、音律ノ相違ヨリ吟味シテ、周禮ヲ考合セ、朝廷ヘ申立テ、七種ノ古器ヲ以テ吟味シテ、古尺ヲ定メタリ。周ノ世ノ姑洗玉律・小呂玉律・前漢ノ時ノ西京銅望臬・金錯望臬・王莽カ銅斛・後漢ノ始、建武ノ時分ノ銅尺ニ、代々ノ古錢、是、合テ七種ナリ。此尺ニテ十二律ヲ正シテ、音樂ノ誤ヲ正セリ。然レトモ、西晉ノ代モ、程ナク亂タルユヘ、此尺ハ音律ヲ正シタルマデニテ、晉ノ民間マテセザリシコト、是、又、晉書ノ内ニ明文アリ。コノ尺ヲ周尺トモ云。又、王莽銅斛尺トモ云、建武銅尺トモ云。又、晉ノ代ノ始ニ吟味シタルユヘ、晉前尺トモ名付ケタリ。荀勗カ吟味ノ時、周ノ代ノ古器ヲカシラニシテ、吟味シタルコトナルユヘ、隋書ニハ、是ヲ周尺ト名付ケタルコトナリ。周尺ト名付ケタレハトテ、夏・殷ニ對シテ云タル詞ニテハ、曾テナキコトナリト知ヘシ。隋書ニハ、此尺ヲ本トシテ、代々ノ尺ヲ、皆、此尺ニテ何寸何分長シ短シ、トカキタリ。」(歷代尺ノ考)

(3) **宋・齊暨陳、一皆因之** この記述は、晋朝において荀勗が改正した音律の制度が、その後、宋・齊から陳に至る南朝の各王朝にて引き続き用いられたことを言うのである。『隋書』卷一六「律曆志上」「和声」では、音律の制度に関する歴代の議論を載せ、「梁初、因晉・宋及齊、無所改制。其後武帝作鍾律緯、論前代得失。……未及改制、遇侯景亂。陳氏制度、亦無改作。」(三八九―三九一頁)と記す。つまり、晋から宋・齊・梁の初めまで制度が改められることはなく、その後、梁の武帝が『鍾律緯』を著して討論を行ったものの(次の注(4)(5)参照)、改制前に侯景の乱が起こり、後の陳朝においても制度を改めることはなかったという。

ただし、南朝において音律及び度量衡の改定はなくとも、民間で使用される尺は、年月とともに自然と長くなっていったことが、『隋書』「律曆志上」「審度」に記載された各代十五種の尺の長さから窺い知れる。この問題について、「荻生考（第六二冊）」所収「周尺ノ考」では、「又、隋書ノ律曆志ノ十五種ノ尺ト云ヘル中ニ、晉前尺・梁ノ法尺・梁ノ表尺・漢官尺・魏尺・晉後尺・宋氏尺・雜尺・梁ノ俗尺ト云ヘル九種ノ尺ハ、晉ノ代ヨリ宋・齊・梁・陳マテ五代ノ尺ナリ。何レモ、一分・二分・三、四分・五、六分ノ違ニテ、畢竟、同尺ノ、時代ニツレテ展轉シテ、九種ノ尺ニナリタルコトナリ。宋・齊・梁・陳ハ、何レモ南朝ニテ、中國ノ古法ヲ用タルユヘ、カクノ如シ。」（「周尺ノ考」と述べている。また、同「荻生考（第六二冊）」所収「歷代尺ノ考」は、「後漢ヨリ南朝ノ宋・齊・梁・陳ノ代マデ、尺、次第二長クナリタル事」と題した後には、「南朝ハ、東晉・宋・齊・梁・陳、五代ニテ、僅ニ三百年ノ間ニ、尺、段々ニ長クナリタルコトハ、北ニ北朝ノ大敵ヲカ、ヘ、國政モ宜カラズ、ヒタモノニ代ヲ奪ハレ、三百年ノ内ニ、代モ五度替ハリタル體ノコトナルユヘ、晉書・宋書・南齊書・梁書・陳書、并ニ杜氏通典ナトニモ、南朝ノ政ハ一切苟且ナリトカキテ、何事モ、朝廷ニ極マリタル制度ナク、只、下ノナリユキノ儘ニ、國ヲ治メタル筋ニテ、尺モ右ノ如ク、民間、次第ニ移行タリト見ヘタリ。」と記す。

(4) **梁武** 梁の武帝、蕭衍（四六四〜五四九）。字は叔達、南蘭陵の人。初め齊に仕えたが、後に梁を建国した。『梁書』巻一〜三及び『南史』巻六〜七「本紀」に見える。武帝は學問に優れ、學術を奨励し、また仏學に通じたことで知られるが、樂律にも詳しく、前代までの宮中の音樂制度を見直し、自ら禮樂を定めたという（詳しくは次の注(5)参照）。

(5) **中間梁武時**有議訂 荻生北溪の「樂律考解」が、「梁武ノ事ハ、隋志ニ詳ナリ。」と解説するとおり、『隋書』巻一三「音樂志上」には、「梁武帝本自諸生、博通前載、未及下車、意先風雅、爰詔凡百、各陳所聞。帝又自糾擿前違、裁成一代。……梁氏之初、樂緣齊舊。武帝思弘古樂、天監元年、遂下詔訪百僚曰、「夫聲音之道、與政通矣、所以移風易俗、明貴辨賤。……朕昧且坐朝、思求厥旨、而舊事匪存、未獲釐正、寤寐有懷、所爲歎息。卿等學術通明、可陳其所見。」……」（二八七〜二八八頁）とあり、梁の武帝が行った宮中音樂の制度に関する議論と改正について、詳しく記載されている。そのうち、樂律に関するものについては、「帝既素善鍾律、詳悉舊事、遂自制定禮樂。又立爲四器、名之爲通。通受聲廣九寸、宣聲長九尺、臨岳高一寸二分。每通皆施三絃。一曰玄英通、應鍾絃、用一百四十二絲、長四尺七寸四分差強、黃鍾絃、用二百七十絲、長九尺、大呂絃、用二百五十二絲、長八尺四寸三分差弱。二曰青陽通、……。因以通聲、轉推月氣、悉無差違、而還相得中。又制爲十二笛、黃鍾笛長三尺八寸、大呂笛長三尺六寸、……。用笛以寫通聲、飲古鍾玉律并周代古鍾、竝皆不差。於是被

以八音、施以七聲、莫不和韻。」(二八八〜二八九頁)とあり、武帝自ら、三本の弦を張った調律機器(「通」と称する)四種を作製し、さらにこの「通」の音に基づいて、それぞれが十二律の各一律を発する笛を十二本作り、玉律や周代の古い鐘の音と較べたところ差異はなく、「通」と十二の笛による音律で調律した楽器を演奏すると、よく調和した、ということが述べられている(佐藤大志・長谷部剛・佐竹保子・釜谷武志『隋書』音楽志訳注稿(一)「五七〜七一頁を参照。武帝の「通」については、楊蔭瀏『中国音楽史綱』「梁武帝四通十二笛」一六三〜一六五頁、林謙三『東アジア楽器考』「絃鳴楽器 三、唐制の七絃準について」一六六〜一六七頁、陳応時『中国楽律学探微——陳応時音楽文集』「中国古代的律準 二、梁武帝『四通』一五一三〜一五一四頁などに詳しい)。

なお、武帝の「通」と十二笛は、古の玉律などを用いた調査によつて新たに定めた尺度の規定に基づき、作成されたことが、同『隋書』卷一六「律曆志上」「和声」に載せる武帝の著作『鍾律緯』(佚書)の概要部分に見える。次のとおり。「……比勅詳求、莫能辨正。聊以餘日、試推其旨、參校舊器、及古夾鍾玉律、更制新尺、以證分毫、制爲四器、名之爲通。四器絃間九尺、臨岳高一寸二分。黃鍾之絃二百七十絲、長九尺、以次三分損益其一、以生十二律之絃絲數及絃長。各以律本所建之月、五行生王、終始之音、相次之理、爲其名義、名之爲通。通施三絃、傳推月氣、悉無差舛。卽以夾鍾玉律命之、則還相中。又制爲十二笛、以寫通聲。其夾鍾笛十二調、以飲玉律、又不差異。……」(三九〇頁)ただし、武帝が「通」と十二笛作製の基準にした新たな尺度は、同書「律曆志上」「審度」では、「一、周尺」の条に載せていない。「梁法尺」と称して、周尺より僅かに七釐長い「二、晉田父玉尺」の条に分類され、「晉田父玉尺 梁法尺、實比晉前尺一尺七釐。世說稱、有田父於野地中得周時玉尺、便是天下正尺。荀勗試以校尺、所造金石絲竹、皆短校一米。梁武帝鍾律緯稱、主衣從上相承、有周時銅尺一枚、古玉律八枚。檢主衣周尺、東昏用爲章信、尺不復存。玉律一□蕭、餘定七枚夾鍾、有昔題刻。廼制爲尺、以相參驗。取細毫中黍、積次測定、今之最爲詳密、長祖冲之尺校半分。以新尺制爲四器、名爲通。又依新尺爲笛、以命古鍾、按刻夷則、以笛命飲和韻、夷則定合。案此兩尺長短近同。」(四〇三頁)と記載されている。つまり、この『隋書』の記述によれば、武帝が定めた「梁法尺」は、わずかな差で、正しく周尺に復元されたものではなかったと解され、徂徠もそのようにみなしていたことが、『度量衡考』「度考」の記述(次の注(6)に引用)から知られる。

(6) 尋值亂離、未及改造 この部分は、前の注(5)に挙げた梁の武帝による音律に関する議論と試みが、侯景の乱(五四八年)が起こったことにより、実際の制度改正や施行までには至らなかったことを言う。前の注(3)にも挙げたが、『隋書』卷一六「律曆志上」「和声」に、武帝の

『鍾律緯』の概要を載せた後、「未及改制、遇侯景亂。」(三九一頁)と記すことをうけて言っているであろう。

徂徠の『度量衡考』『度考』は、『隋書』『律曆志上』『審度』の「二、晋田父玉尺」の条(前の注⑤に引用)、及び王応麟輯『玉海』巻八「律曆」「度」の「梁新尺」の記述を引き、且つ劉義慶撰『世說新語』を参照した上で、「梁の法尺 隋書律曆志に曰はく、「二に、晋の田父の玉尺。梁の法尺。實に晋前尺の一尺七釐に比す。世説に「田父ありて野地の中に於いて周時の玉尺を得」と稱す。「便ちこれ天下の正尺なり。荀勗試みに以て尺を校ふるに、造る所の金石絲竹、みな短きこと一米ばかり」と。按ずるにこの尺は、晋の時の田父、地を掘りて得る所、故に田父の玉尺と名づく。梁の武帝、これを以て通を制す。故に梁の法尺と名づく。この尺いまだかつて世に行なはれず。梁武もまたいまだかつて樂器を制せず。世説は、即ち術解篇にこれを載す。以て周の時の玉尺と爲すことは、ただこれ相ひ傳へてこれを言ふ。以て天下の正尺と爲すことも、また劉義慶が語にして、別に憑るべきなし。魏徵また疑ひて決せず。其の晋前尺に比すれば、證佐少なきを以て、故に第二に列す。晋前尺の一尺零零七釐は、今の尺の七寸二分四釐六毫六絲有奇に當る。四釐以下は、目力の及ぶ所にあらず。ただまさに七寸二分強なるべし。其の晋前尺とただ強弱を争ふのみ。玉海に曰はく、「鍾律緯の辨宗第一に、「主衣云ふ、「從上相ひ承けて、周の時の銅尺一枚、古玉律八枚あり」と。尺また存せず。夾鐘の玉琯に、昔の題刻あり。迺ち制して尺と爲して、以て相ひ參驗するに、祖冲之が尺に長きこと半分ばかり。今の鐘を爲る者、能く齊を取ることなく、律管の妙、能く知ることある罕なり。京房が準法、傳はれども曉るなし。いま新尺を以て分毫を證して、制して四器を爲る。これを名づけて通と曰ふ」と。隋書律曆志にも、またこれを載す。ただ文錯誤して讀むべからず。故にいま玉海の文を載す。鍾律緯は梁武の撰する所、辨宗はけだし其の篇名なり。この文を按ずるに、尺亡びて玉琯七枚、題刻なし。ただ夾鐘のみ題刻あり。故に梁武、夾鐘玉琯に據りて、以て尺を作るなり。祖冲之が尺とは、即ち晋前尺なり。」(一八七〜一八八頁)と述べる。また、「荻生考(第六二冊)」所収「歷代尺ノ考」にも関連する記述が見えるので、ここに載せる。「梁ノ法尺。是ハ晋ノ世ニ、田父、地中ヨリ掘出シタル玉尺ナリ。是、正眞ノ周尺ナリトテ、梁ノ武帝、是ニテ十二律ヲ定ム。荀勗カ周尺ニ七釐長シト云ヘリ。尤、梁ノ代ニモ、民間通用ノ尺ニハ非ス。」

(7) 此 雁門摘註本は「比」とする。「比」であれば、訓読は、「江南の朝を終ふる比ころは」となるか。

(8) 此終江南之朝、周・漢之音尙存也 本文ここまでは、音律の基準となる黃鐘の音高を中心として、音律の規定に関する歴代の変遷が述べられている。よって、この記述に見える「周・漢之音」とは、具体的には、周・漢代の音律の規定、あるいはその規定に基づく調(音階・

旋法)などを含めた楽律制度全般を指すものと考えられる。または、周・漢代の楽律制度の上に建てられた音楽総体を、広くあるいは抽象的に指して言っているとも考えられる。本文この記述は、先の記述内容から簡略にまとめると、周・漢代の音律の規定は、魏朝で一旦誤って訂正されたものの、晋の荀勗の復元・改定を経て、南朝最後の王朝である陳まで改制されることなく踏襲された。よって、周・漢代の楽律制度は、南朝の終わり、つまり六朝期末まで存した、という解釈を述べたものであろうか。なお、このような解釈は、徂徠の他の著述にも繰り返し述べられており、彼の楽論上、要となる見解であったことがわかる。例えば、『護園十筆』の第二筆には、「先王の禮樂・制度・律度量衡は、六朝に至りてなほ存する者あり。唐に始めて變ぜり。」(六〇六頁)と見える。また、徂徠の『樂制篇』では、楽律制度のうち、特に調に関する変遷について取り上げ、周・漢代の音楽における五つの調の制度が南朝の終わりまで傳承され、唐代に失われた、と論じている。

北溪の「楽律考解」では、本書のこの記述(「此終江南之朝、周・漢之音尙存也」)に対し、「晋書二、西晋ノ元康中ニ、孔子ノ衣冠、其外、周ノ器械、官庫ニ在テ燒亡ス。又、永嘉ノ亂ニ、孤竹ノ管・雲和ノ瑟・空桑ノ琴・泗濱ノ磬、胡ヨリ晋ニ歸スルモノ、百ニ一ナラズトイヘリ。故ニ周樂ハ南朝ニ存シテ在リ。宋・齊・梁・陳マデ四廂樂アリ。周六樂ノ中ノ夷則・無射ヲ除ク外、黃鍾・太簇・姑洗・蕤賓ヲ四廂樂トイフ。宋・齊・梁・陳ノ史ニ明文アリ。」と、解説する。『晋書』等の記録に基づき、周代の遺物や前代の楽器が晋代まで存したと、古い雅楽曲を伝える四廂樂(後述)が宋・齊・梁・陳まで伝存したことを挙げて、南朝末まで周代の音楽が存した、との説明を加えているのである。なお、ここに「晋書二、西晋ノ元康中ニ、……燒亡ス。」と述べるのは、『晋書』卷二七「五行志上」に、「惠帝元康五年閏月庚寅、武庫火。張華疑有亂、先命固守、然後救火。是以累代異寶、王莽頭、孔子屐、漢高祖斷白蛇劍及二百萬人器械、一時蕩盡。」と、卷三六「張華伝」に、「武庫火、華懼因此變作、列兵固守、然後救之、故累代之寶及漢高斬蛇劍・王莽頭・孔子屐等盡焚焉。」(八〇五頁、一〇七三〜一〇七四頁)とあるのに基づき、「又、永嘉ノ亂ニ、……トイヘリ。」と述べる箇所は、同書卷三二「樂志上」に見える「永嘉之亂、伶官既滅、曲臺宣榭、咸變滂萊。雖復象舞歌工、自胡歸晉、至於孤竹之管、雲和之瑟、空桑之琴、泗濱之磬、其能備者、百不一焉。」(六七七頁)という記述から引いたのであろう。「孤竹之管」「雲和之瑟」「空桑之琴」とは、『周礼』「春官」「大司樂」に、「孤竹之管、雲和之琴瑟、……空桑之琴瑟」と見え、鄭玄の注に「雲和、地名也。……孤竹、竹特生者。……雲和・空桑・龍門皆山名。」(『周礼注疏』六八九〜六九一頁)とあるもので、「泗濱之磬」とは、『尚書』「禹貢第一」に「泗濱浮磬」と見え、孔安国の伝に「泗、水涯。水中見石、可以

爲磬。」(『尚書正義』一七二頁)とある。また、四廂樂とは、『晋書』・『宋書』・『南齊書』の「樂志」等によると、魏の杜夔(『詛注稿(一)』)の【三】注(6)(7)参照)が伝えた前代の雅樂で、後に晋の荀勗(前の注(1)参照)がその歌辞を制作・改定した、朝廷の儀式に使われた音楽である(「四廂」は「四箱」とも表記される)。この「樂律考解」の中で、北溪が「周六樂ノ中ノ夷則・無射ヲ除ク外、黃鍾・太簇・姑洗・蕤賓ヲ四廂樂トイフ。」と述べるのは、おそらく、四廂樂が周の六樂(『周礼』「春官」「大司樂」)に見える黃帝・堯・舜・禹・湯・武王の六代の樂)を受け継ぐものと解した上で、次に載せる『隋書』卷一三「音樂志上」の、梁の武帝(前の注(4)参照)による樂制改革に関する記事をうけたものであろうか。この記事では、歴代朝廷の祭祀において六樂(六代の樂)をどのように用いたのか、という論議に続いて、晋・宋・齊の王朝における四廂樂の鐘・磬の設置法に関する議論と、梁武帝による改制の経緯について、「又晋及宋・齊、懸鍾磬大準相似、皆十六架。黃鍾之宮、北方、北面、編磬起西、其東編鍾、其東衡大於罇、不知何代所作。其東罇鍾。太簇之宮、東方、西面、起北。蕤賓之宮、南方、北面、起東。姑洗之宮、西方、東面、起南。所次皆如北面。設建鼓於四隅、懸内四面、各有祝歌。帝曰、「著晉・宋史者、皆言太元・元嘉四年、四廂金石大備。今檢樂府、止有黃鍾・姑洗・蕤賓・太簇四格而已。六律不具、何謂四廂。備樂之文、其義焉在。」於是除去衡鍾、設十二罇鍾、各依辰位、而應其律。每一罇鍾、則設編鍾磬各一處、合三十六架。植建鼓於四隅。元正大會備用之。」(二九一〜二九二頁)と記す。

一方、山県大弑の注では、本書の同記述について、「筥<sup>(マヤ)</sup> 勳釐正音律。……此時勳又撰周・漢舊辭、施用於當時。謂之相和三調。迨晉懷帝永嘉之亂、南渡都建業、四海分崩、漢・魏樂與器亡。後魏孝文・宣武相繼、南伐得江左所傳舊曲江南吳歌・荆楚西聲。乃周・漢房中樂之遺聲。梁武帝時亦稍有所議、訂改西曲製江南弄。七曲之類是也。尋值亂離事遂寢矣。至隋文帝平陳之後、得之置清商署、謂爲華夏舊聲。是所謂終江南之朝、其音猶存者也。」(四〜五頁)と述べる。ここに言う「相和三調」とは、周の宮廷音楽であつた房中樂の遺声で、漢・魏の時代に行われた「相和歌」という音楽ジャンルで用いられた三種の調「平調」「清調」「瑟調」のことである。この三調は「楚調」「側調」が加わつて五調となり、また相和歌は、その傳承過程において江南地方の吳歌や荆楚地域の西曲が加えられ、「清商樂」と総称され、南朝にて傳承された。陳を滅ぼした隋朝は、その音楽を「華夏の旧声」として清商署で管理したことが知られる(『宋書』『隋書』『旧唐書』『梁府詩集』等によるが、詳しくは本書【七】の訳注で後述する)。前の注(1)(2)で言及したが、晋の時には、荀勗が清商樂の歌辞の整理を行い、彼が改定した音律は、清商樂にも施行されたという。大弑の注は、この相和三調(または五調)が清商樂に受け継がれたことを挙げて、

「周・漢之音」が南朝の末まで存したことの説明としている。なお、徂徠の『樂制篇』は、前述のとおり、周・漢代から続く五つの調の制度を特に取り上げて論じたものであるが、その五つの調とは、相和歌・清商樂で用いられた五調のことを言う。よって、この大武の注は、『樂制篇』の内容も踏まえて書かれたものと思われる。

## 【五】

此時中原淪胡<sup>(1)</sup>。而胡尺長大、胡音重濁<sup>(2)</sup>。拓跋氏迺以夷狄崛強之習、事不師古、妄意制作、以新一時耳目<sup>(3)</sup>。

### 〈訓読〉

此の時、中原胡に淪す。而して胡尺長大、胡音重濁なり。拓跋氏迺ち夷狄崛強の習ひを以て、事、古を師とせず、妄意に制作して、以て一時の耳目を新たにす。

### 〈訳〉

この時、(漢民族の地である)中原は、胡(北方の異民族)の手に落ちていた。そして胡の尺は長大であり、胡の音は低かった。(三八六年に北魏を建てた鮮卑族の)拓跋氏は、夷狄の屈強な習わしにより、物事について古を手本とせず、みだりに制度を作り、その当時の世の認識を一変させてしまった。

### 〈注〉

(1) 此時中原淪胡 西晋末に起こった永嘉の乱を指すのであろう。田安本・服部本等の多くの伝本では、この記述の「淪胡」を「沿胡」に作るが、『隋書』卷一三「音樂志上」に、「魏有先代古樂、自夔始也。自此迄晉、用相因循、永嘉之寇、盡淪胡・羯。」(二八六頁)とあるのを参照し、「淪」を採った。

(2) 胡尺長大、胡音重濁 本稿【六】注(6)を参照。

(3) 拓跋氏適以夷狄崛起之習、事不師古、妄意制作、以新一時耳目 拓跋氏の北魏では樂制改革が議論、制定され、音律の改定も行われた（詳しくは、渡辺信一郎『中国古代の樂制と国家——日本雅樂の源流』「補論 北魏の雅樂改革——『魏書』樂志を中心に」一九九〇五頁を参照）。音律の基準となる黃鐘の音高については、累黍の説（「訳注稿（一）」【三】注(3)参照）に基づいて、九十粒の黍の長さ（つまり九寸）から黃鐘律管の長さを求めるという方法がとられたが、黍の並べ方を巡って意見が対立し、樂制改革が二転三転したことが、次に載せる記事から知られる。『魏書』卷一〇九「樂志」には、「太和初、高祖垂心雅古、務正音聲。……十六年春、又詔曰、「……中書監高閏……頗體音律、可令與太樂詳採古今、以備茲典。……」閏歷年考度、粗以成立、遇遷洛不及精盡、未得施行。……先是、閏引給事中公孫崇共考音律、景明中、崇乃上言樂事。正始元年秋、詔曰、「太樂令公孫崇更調金石、變理音準、其書二卷并表悉付尙書。夫禮樂之事、有國所重、可依其請、八座已下、四門博士以上此月下旬集太樂署、考論同異、博採古今、以成一代之典也。」……時亦未能考定也。四年春、公孫崇復表言、「……謹即廣搜柷黍、選其中形、又採梁山之竹、更裁律呂、制磬造鍾、依律竝就。但權量差謬、其來久矣、頃蒙付并州民王顯進所獻古銅權、稽之古範、考以今制、鍾律準度、與權參合。昔造猶新、始創若舊、異世同符、如合規矩。……」永平二年秋、尙書令高肇、尙書僕射、清河王曄等奏言、「案太樂令公孫崇所造八音之器并五度量、太常卿劉芳及朝之儒學、執諸經傳、考辨合否、尺寸度數悉與周禮不同。問其所以、稱必依經文、聲則不協、以情增減、殊無準據。……臣等參議、請使臣芳準依周禮更造樂器、事訖之後、集議竝呈、從其善者。」詔「可」。……初、御史中尉元匡與芳等競論鍾律。孝明帝熙平二年冬、匡復上言其事、太師・高陽王雍等奏停之。……正光中、侍中・安豐王延明受詔監修金石、博採古今樂事、令其門生河間信都芳考算之。……芳後乃撰延明所集樂說并諸器物準圖二十餘事而注之、不得在樂署考正聲律也。普泰中、前廢帝詔錄尙書長孫稚・太常卿祖瑩營理金石。永熙二年春、稚・瑩表曰、「……高祖孝文皇帝……太和中命故中書監高閏草創古樂、閏尋去世、未就其功。閏亡之後、故太樂令公孫崇續修遺事、十有餘載、崇敷奏其功。時太常卿劉芳以崇所作、體制差舛、不合古義、請更修營、被旨聽許。芳又釐綜、久而申呈。時故東平王元匡共相論駁、各樹朋黨、爭競紛綸、竟無底定。……臣等謹依高祖所制尺、周官考工記亮氏爲鍾鼓之分・磬氏爲磬倨句之法、禮運五聲十二律還相爲宮之義、以律呂爲之劑量、奏請制度、經紀營造。……」(二二二八〜二二三九頁)とあり、同書卷一〇七「律曆志上」に、「魏氏平諸僭偽、頗獲古樂。高祖慮其永爽、太和中詔中書監高閏修正音律、久未能定。……十八年、閏表曰、「……今調音制樂、非律無以克和、然則律者樂之本也。臣前被敕理樂、與皇宗博士孫惠蔚・太樂祭酒公孫崇等考周官・國語及後漢律曆志、案京房法作準以定律、吹律以調絃、案律寸以孔竹、八音之別、事以粗舉。……今請使崇參知律呂鍾磬

之事、觸類而長之、成益必深。求持臣先所奏三表勘後漢律曆志、陛下親覽、以求厥衷、俱然易了。……」詔許之。景明四年、并州獲古銅權、詔付崇以爲鍾律之準。永平中、崇更造新尺、以一黍之長、累爲寸法。尋太常卿劉芳受詔修樂、以秬黍中者一黍之廣卽爲一分、而中尉元匡以一黍之廣度黍二縫、以取一分。三家紛競、久不能決。太和十九年、高祖詔、以一黍之廣、用成分體、九十黍之長、以定銅尺。有司奏從前詔、而芳尺同高祖所制、故遂典修金石。迄武定末、未有諸律者。」(二六五七〜二六五九頁)とある。また、同書卷一九及び『北史』卷一七「景穆十二王」に載せる元匡の伝などにも、音律と尺度の改正を巡る論議について言及されている。

「訳注稿(一)」の【三】注(3)ですべて述べたとおり、徂徠は、『漢書』「律曆志」に載せる累黍の説に対して批判的であり、「黍を累ねて尺を作るも、また漢儒の妄説なり。拓跋魏の時、劉芳・元匡・公孫崇、紛競して決せず、宇文周の時、……爭論して定まらず、宋の時、……律を制しておのおの殊なるを觀て、以て知るべし。それ黍に肥瘠ありて、大小定まらず。律高うして度短らんことを欲する者は、其の小を取る。律濁りて度長らんことを欲する者は、其の大を取る。みな言を黍に托して、以て己が意の爲らまく欲しき所の者を求む。……しかるに縦横斜黍を以て妙解と爲す者は、また不學の過ちなり。」(『度量衡考』「度考」二二一〜二二二頁)という見解を示している。よつて、本書『樂律考』のこの記述(「拓跋氏……妄意制作、以新一時耳目」は、北魏の拓跋氏が、古の周・漢から魏・晋へとこれまで受け継がれてきた音楽の基準音を引き継ぐことをせず、「漢儒の妄説」(前掲「度考」)である累黍の法に基づいて、新たに音律の基準を求めたことに対し、批判的に述べたものであろう。「荻生考(第六二冊)」所収「周尺ノ考」には、『漢書』「律曆志」に載せる律度量衡と累黍の法について、「黍ヲ累テ尺トスルト云コトハ、元來、漢書ノ律曆志ヲ本文トス。律度量衡ノ一源ナルコトヲ云ヘルニ、律ト量トハ、寸法アルモノナルユヘ、度ヨリ生スルコトハ云ニ及ハズ。衡ハ、ハカリナリ。ハカリノ根本ハ、寸法ニテ律管ヲ切りテ、律管ノ内ニイレタル黍ノ重サヲ以テ、ハカリノ目ヲ定メタルコトヲ云タルコトナリ。是、上古ノ聖人ノ律度量衡ヲ作りタマヘル昔物語ヲ、カキ傳ヘタルモノナリ。」と述べた上で、「後世ニ至テハ、黍ノ大小一定セサルユヘ、黍ニテ尺ヲ定ムルコト、曾テ一定ノ證據ニナリガタシ。……北朝ノ時、中國ノ音律ヲステ、夷狄ノ音律ニ合セテ、十二律ヲ定メントスルトキ、サリトテハ本據ノナキコトナルユヘ、拓跋魏・宇文周ノ尺ハ、皆、黍ノ極メテ大キナルヲ擇テ拵タルコト、是、又、隋書等ニ見ヘタリ。」と記す。

なお、『隋書』卷一六「律曆志上」「審度」では、拓跋氏北魏(後魏)の尺を三種挙げて、「七、後魏前尺 實比晉前尺一尺二寸七釐。」「八、中尺 實比晉前尺一尺二寸一分一釐。」「九、後尺 實比晉前尺一尺二寸八分一釐。……此後魏初及東西分國、後周未用玉尺之前、雜

用此等尺。……」(四〇四〜四〇五頁)と記載する。これによると、北魏では尺度改正が三度行われたと推察でき、それらの尺は皆、晋前尺(＝周尺)に比べ、かなり長いものであったことが窺える。徂徠の『度量衡考』「度考」は、この『隋書』の記事を引き、「拓跋魏の前尺隋書律曆志に曰はく、「七に、後魏の前尺。實に晉前尺の一寸二分七釐に比す」と。……按ずるにこの尺、乃ち後世大尺の祖なり。けだし夷狄、尺なし。ただ漢の粟斛を傳へ、これを以て米を量りて、以て米斛と爲す。のち中原を篡<sup>うば</sup>ふとき、驟<sup>すば</sup>かに嘉量の制を聞いて、輒<sup>すなは</sup>ち其の斛を以て嘉量と爲す。……」[拓跋魏の中尺 隋書律曆志に曰はく、「八に、中尺。實に晉前尺の一寸二分一釐に比す」と。……けだしまた前尺の訛長する者なり。拓跋魏およそ三尺あり。故に前・中・後を以てこれを分く。」「拓跋魏の後尺 隋書律曆志に曰はく、「九に、後尺。實に晉前尺の一寸二分八分一釐に當る。……この後魏の初め、及び東西分國の後、……これらの尺を雜用す。……」と。……初め拓跋氏の尺、漢の粟斛に因りて生ずるときは、則ち尺、量に因りて大なり。……」(一九八〜二〇〇頁)と述べる。また、「荻生考(第六二冊)」所収「歷代尺ノ考」にも、同じく『隋書』の記事を引き、拓跋北魏(後魏)の音律に対する考えを著した記述が見えるので、長文であるが、ここに載せる。「一、魏ノ前尺 是ハ、周尺ニ一尺二寸七釐トアリ。」「一、魏ノ中尺 是ハ、周尺ニ一尺二寸一分一釐トアリ。」「一、魏ノ後尺 是ハ、周尺ニ二尺二寸八分一釐トアリ。」「右ノ魏ハ、拓跋魏ノ世ニ、尺、三度替レリ。何ノ故ニ長シト云コトヲ記セズ。後ホド次第二長クナリタルナリ。後魏書ノ律曆志ニ、公孫崇・劉芳・元匡、三人ノ臣ニ敕シテ、黍ヲ累ネテ尺ヲ定メシムルニ、公孫崇ハ、黍ノ長サヲ一分トシ、劉芳ハ、黍ノ廣サヲ一分トス。元匡ハ、黍ノ廣サニツノサカヒト取テ、一分トス。三人ノ説、一決セス。太和十九年ニ敕詔アリテ、黍ノ廣サヲ一分トシ、九十黍ヲ黃鍾ノ長サトシテ、音律ヲ定メタリ、ト云ヘリ。此尺、右ノ前・中・後、三種ノ尺ノ内ニテ、何レニアタルト云コト、詳ナラス。總シテ、黍ヲ以テ尺ヲ定メタルコト、歷代ニ於テ、是ヲ最初トス。南朝ノ樂人、陳仲儒ト云モノ、北朝ヘ渡リテ、南朝ノ音律ノコトヲ申上タルコト、後魏書ニ詳ナリ。然レハ、北朝ニ於テ、中國古ヨリノ音律ヲ知ラザルニ非ズ。サレトモ、夷狄ノ音律ニ叶ハサルユヘ、是ヲ悅バズ。ヤハリ、夷狄ノ音律ヲ用ヒントスレバ、本據ナキニヨリテ、前漢書律曆志ニ載タル劉歆カ説ニ、黍ノコトアルニ本ツキテ、新タニ尺ヲ定メテ、是コソ道理正シキ古ノ尺ナリ、音律ナリト云、ノ、シリテ、南朝ノ音律ヲハ、却テ鄭衛ノ音ナリト云コトニシタル意ナリ。惣体、南北朝ノ時分、南朝ヨリハ北朝ヲバ夷狄ト名付ケ、北朝ヨリハ南朝ヲ島夷ト名付ケ、相互ニ天子トハ立テサルコトナリ。コノ段、日本ニテ太平記ノ時分、京都ノ帝王ヲモ、吉野ノ帝王ヲモ、ヤハリ帝王ト云テ尊ヒタル筋トハ、大キニ替タルコトナリ。又、後世、元朝・清朝ニハ、蒙古字・滿字ヲ拵ヘ、風俗モ、ヤハリ夷狄ノ風俗ヲ改サルコト多ケレトモ、拓

跋魏ノ比ハ、衣服・官位・文字・音律マデ新タニ制作シテ、夷狄ト云コトヲハ、殊ノ外ニ恥ヂカリシテ、誠ノ中國ノ天子ト立タルコトユヘ、右ノ次第ノ子細ナリ。コノ段ハ、歴史ノ上ニテ、委細シルコトナリ。」ここに「南朝ノ樂人、陳仲儒ト云モノ、……後魏書ニ詳ナリ。」と言ふのは、『魏書』卷一〇九「樂志」に見える陳仲儒の上奏文を指す。

本書『樂律考』のこの記述（「拓跋氏……妄意制作、以新一時耳目」）に対する山県大弐の注は、「夷狄本無度量之制、妄意效中國而作之。尺自長、音自濁。迨拓跋氏篡中原、事不師古、驟作律度量衡、前後中三改。其尺比周・漢古尺、長既三寸弱。詳見度考。」（五頁）と記す。

## 【六】

東魏以中呂爲黃鐘<sup>(1)</sup>。蓋互換歌・奏也<sup>(2)</sup>。宇文周以南・舞之間爲黃鐘<sup>(3)</sup>、隋承周統<sup>(4)</sup>、因以南呂爲黃鐘<sup>(5)</sup>。皆以協胡音也<sup>(6)</sup>。

### 〈訓読〉

東魏は中呂を以て黃鐘と爲す。蓋し歌・奏を互換するなり。宇文周は南・舞の間を以て黃鐘と爲し、隋は周統を承け、因りて南呂を以て黃鐘と爲す。皆以て胡音に協はしむるなり。

### 〈訳〉

（北魏から分裂した）東魏（五三四～五五〇）は、（古の周・漢からの樂制では）仲呂（に当たる音高）を黃鐘とした。思うに、歌調と奏調を互いに取り替えてしまったのであろう。（鮮卑系の宇文氏が建てた）宇文周（北周、五五七～五八二）は、南呂と無射の間（の音高）を黃鐘とし、隋（五八一～六一八）は宇文周の傳統を繼承したため、南呂（に当たる音高）を黃鐘とした。皆、そのようにして胡の音に合わせたのである。

### 〈注〉

(1) 東魏以中呂爲黃鐘 この部分と後の「宇文周以南・舞之間爲黃鐘」「隋……以南呂爲黃鐘」とある記述について、荻生北溪の「樂律考解」

は、「東魏・宇文周・隋ノ黄鍾ハ、尺ヲ考テイフ。」と解説する。また、「荻生考（第五七冊）」所収「楽律考」附記「楽律ノ考」には、「楽律考ニ、歴代ノ黄鍾六ツ、五代以下諸儒ノ黄鍾五ツヲ載ス。歴代ノ尺、并五代以下諸儒ノ用ル尺ヲ、度量衡考ノ尺ノ筭ニテ、晉前尺ニ引合セテ、何律ニ當ルト云。尤モ圍ニ不構、長サバカリヲ云。……歴代ノ黄鍾六ツト云ハ、魏ノ杜夔カ黄鍾・東後魏ノ黄鍾・宇文周并唐玉尺ノ黄鍾・隋ノ開皇ノ黄鍾・隋ノ萬寶常カ水尺ノ黄鍾・宋ノ大晟ノ黄鍾ナリ。」と見える。よつて、本書『楽律考』のこれらの記述は、徂徠の『度量衡考』『度考』に載せる各代の尺度に基づいて黄鍾の音高を算定し、それら各代の黄鍾が、晉前尺（Ⅱ周尺）による十二律（つまり周・漢代の本来の音律の制度）の上ではどの音に相当するのか、という徂徠自身の解釈を述べたものであることがわかる。前掲「楽律ノ考」に言う「魏ノ杜夔カ黄鍾」については、すでに本書【三】に言及されており（訳注稿（一））の【三】注（7）参照、「東後魏ノ黄鍾」「宇文周并唐玉尺ノ黄鍾」及び「隋ノ萬寶常カ水尺ノ黄鍾」が、この【六】の部分に述べる東魏・宇文周・隋代の黄鍾に当たる（宇文周と隋の黄鍾に関しては、後の注（3）（5）を参照）。東魏の黄鍾に関する徂徠の解釈の詳細は、以下のように理解されよう。

『隋書』卷一六「律曆志上」「審度」には、「十、東後魏尺 實比晉前尺一尺五寸八毫。此是魏中尉元延明、累黍用半周之廣爲尺、齊朝因而用之。」とあり、東魏では、拓跋北魏の時に元延明という者が累黍の法によつて作った尺を用いたという。なお、同書ではその後が続けて、「魏收魏史律曆志云、「公孫崇永平中、更造新尺、以一黍之長、累爲寸法。尋太常卿劉芳、受詔修樂、以秬黍中者一黍之廣、卽爲一分。而中尉元匡、以一黍之廣、度黍二縫、以取一分。三家紛競、久不能決。太和十九年高祖詔、以一黍之廣、用成分體、九十之黍、黄鍾之長、以定銅尺。有司奏從前詔、而芳尺同高祖所制、故遂典修金石。迄武定未有論律者。」（四〇五頁）」と記すが、徂徠の『度量衡考』『度考』では、この部分は引かずに、前掲の記述のみ引用し、「東後魏の尺 隋書律曆志に曰はく、「十に、東後魏の尺。實に晉前尺の一尺五寸八毫に比す。これはこれ魏の中尉の元延明、黍を累ね半周の廣を用て尺と爲し、齊朝因りてこれを用ふ」と。按ずるにこれ東魏・北齊の尺なり。……この尺特に黍を累ねてこれを作る。……しかれども黍もと準なく、おのおの其の欲する所に従ふ。東魏もまた大量・大尺を習用す。故に遂にこの大尺を作るのみ。」（二〇〇頁）」と述べている。また、「荻生考（第六二冊）」所収「歴代尺ノ考」に、「東後魏ノ尺 是ハ周尺ニテ一尺五寸八毫トアリ。コノ東後魏ト云ハ、拓跋魏、後ニ二分リ、東魏・西魏ト云。ソノ東魏ノコトナリ。元延明ト云モノニ敕シテ、黍ノ半周ヲ以テ一分トシテ、此尺ヲ定メシム後ニ、東魏ヲ臣下高歡奪テ、是ヲ北齊ト云。北齊マテ此尺ヲ用タリ。」とあり、本書『楽律考』の後半部（二二五）には、東魏の黄鍾律長について詳しい数値を載せて、「東後魏黄鍾、一尺三寸五分七釐<sup>（一）</sup>二毫<sup>（二）</sup>。折半得六寸七分

八釐マテ五釐六毫マテ三毫六絲、爲中呂也。」と記す。これらの記述を併せると、東魏では仲呂を黃鐘とした（「東魏以中呂爲黃鐘」）とする徂徠の解釈が、

次のように理解できる。

① 晋前尺（ $\parallel$ 周・漢の尺）による黃鐘律長九寸・東魏の黃鐘律長 $\parallel$ 一尺・一尺五寸八毫

② 東魏の黃鐘律長 $\parallel 0.9 \times 1.5008 = 1.35072 \parallel$ 一尺三寸五分七毫二絲

③ 一尺三寸五分七毫二絲の律長を一オクターヴ上げると（ $\times 1/2 = 0.67536$ ）、六寸七分五釐三毫六絲となる。

④ この律長（六寸七分五釐三毫六絲）は、仲呂律長（本書『樂律考』後半部に「六寸七分四釐一毫九絲」と記す。三分損益律では六寸六分五釐九毫あまり）の近似値であることから、周・漢代からの本来の樂制における仲呂の音高に相当する。

ただし、本書『樂律考』【二五】に載せる東魏の黃鐘律長は、「一尺三寸五分（零）七毫二絲」であるところを、釐の位を誤つて繰り上げ、「一尺三寸五分七釐二毫」と記している。さらにその誤記のまま折半して計算し、「六寸七分五釐三毫六絲」となるべきところを「六寸七分八釐六毫」（ $1.3572 \times 1/2 = 0.6786$ ）としてしまっている。多くの伝本が、この二か所の誤りをそのまま写しているが、訳注者が目にした伝本のうち、雁門摘註本と岩瀬本では、正しい律長に訂正されていた。岩瀬本は、頭注に「五釐三毫、本作八釐七毫。字惠曰、如後改則三毫下當有六絲二字。」と記す。「字惠」とは、徂徠の門弟である宇佐美澁水（一七一〇〜一七七六）である。また、澁水の系統を引く松江藩の松原基（一七四九〜一八二〇）の編による消暑本の当該箇所の頭注には、「……叔達手跡、毫、絲、五、三、如後改則三毫下當有六絲二字。」とあり、「叔達」つまり荻生北溪がこの誤りを訂正していたことが窺える。

## (2) 蓋互換歌・奏也

ここに見える「歌・奏」とは、徂徠が自身の樂論において再三論じてきた「歌調」と「奏調」を指すことは明らかである。徂徠の「歌調」「奏調」に関する見解は、特に、『琴学大意抄』の「琴七絃十三徽ノ定位ノ事」に詳しく取り上げられており、「古二歌調・奏調ト云コトアリ。歌ト樂ト別調子ニスルコトナリ。……歌ト樂トノ調子ヲ別ニシテ、順八逆六ヲ以テ合スルコト、古ノ法ナリ。是ヲ和トイフナリ。樂ニ和・應ト云コトアリ。應ト云ハ、同聲相應スルコトニテ、黃鍾ニ黃鍾ヲ合セ、平調ニ平調ヲ合ハスルコトナリ。和ト云ハ、黃鍾ニ平調ヲ合セ、平調ニ般涉ヲ合スルコトナリ。是順八逆六ナリ。……樂器ノ中ニ、琴ハ前ニ云ヘル如ク、樂ノ統、八音ノ首ニテ、コト二人ノ聲ニ親シキモノナルユヘ、琴バカリヲ、歌ト同調ニシテ彈スルナリ。歌ト樂ト別調ナルトキハ、樂ノ音ニ引ラレテ、覺エス同調ニ移ルユヘニ、琴ニ歌ノ聲ヲ寄セテ、コレヲ便リニシテ歌フコトナルヘシ。絃ヲコトニ堂上ニ置クモ、歌ト同調ナルカ故ナリ。サレハ歌

ノ調子ヲ歌調トシ、樂ノ調子ヲ奏調トシテ、歌一越調ナレハ、樂ハ黃鍾調、歌黃鍾調ナレハ、樂ハ平調、歌平調ナレハ、樂ハ般涉調、歌雙調ナレハ、樂ハ一越調ナリ。コレ歌調・奏調ノイワレナリ。琴ハ歌ト同調ナレハ、モトヨリ歌調ノミニシテ、奏調ハナキコトナレトモ、世末ニ降ルニ從ヒテ、人ノ心卑劣ニナリ、音ノ親シク合ヒタルヲ面白ク思テ、六八ヲ以テ合スルヲハ、外ノ事ヲスルヤウニ思ヒ、遂ニハ歌ヲモ樂ヲモ、同調ニシテ合セケルヨリ、琴ニモ奏調アルナリ。……カク古ハ、歌調・奏調分レタルヲ、後ニハ歌調ヲモ樂ニ用ヒ、奏調ヲモ歌ニ用タルヨリ、渡物ト云事出來タルナリ。」と見える。また、徂徠の『樂制篇』には、「古者歌・奏異均、歌母則奏子、歌子則奏母。蓋律有應有和、同聲相應、倍律子律是也。子母相和、隔六隔八是也。……但世降俗漓、人尙凡近、滔滔不返。觀於隋鄭譯・蘇夔云、今樂府黃鍾、乃以林鐘爲調首、失君臣之義。則宋姜夔所謂歌・奏異均之法、自唐始失之者不啻也。本邦中世亦失此法。琴調由廢、遂以中呂爲黃鍾。如樂律篇云耳。」とある。ここに「隋鄭譯・蘇夔云……」と言うのは、『隋書』卷一四「音樂志中」に、「譯又與夔俱云、「案今樂府黃鍾、乃以林鐘爲調首、失君臣之義、清樂黃鍾宮、以小呂爲變徵、乖相生之道。今請雅樂黃鍾宮、以黃鍾爲調首、清樂去小呂、還用蕤賓爲變徵。」衆皆從之。」(三四七頁)とある記事を引いたものであり、「宋姜夔所謂……」と言うのは、『宋史』卷一三一「樂志六」に、「姜夔乃進大樂議于朝。夔言、「……周宮歌奏、取陰陽相合之義。歌者、登歌・徹歌是也、奏者、金奏・下管是也。奏六律主乎陽、歌六呂主乎陰、聲不同而德相合也、自唐以來始失之。……」(三〇五〇〜三〇五三頁)とある記事をうけたものであろう。ほかに、徂徠著『南留別志』卷二に、「……古は樂の調と歌の調と、六八にてあはせて、同音にはあらざるべしとおしはかりぬるも、五調の名、琵琶と笛とおなじからぬを見て、いよくさおもひさだめぬ。東にむまれて堂上のまじらひをせざれば、管絃の道のおくふかき事もしらねども、ひとつふたつ習ひたる事にておしむるに、いさゝかも違ふ事なし。」(二〇四頁)とあり、本書『樂律考』の【二八】や、徂徠の書簡(『徂徠集』卷二三所収「與藪震菴」第四書等)などにも、同様のことが言及されている。これらの記述から、徂徠の歌調・奏調の説を要略すると、以下のようなになる。

- 一、古の音楽は、歌の調子である「歌調」と、楽器の調子である「奏調」が、順八逆六(三分損益)で得られる音程(完全五度あるいは完全四度)を隔て、異なる音高で和して(和声的關係を保ちながら)演奏した。
- 二、ただし、歌と共に奏される「琴」だけは、楽器であっても「奏調」ではなく、「歌調」の方を奏した。(この「琴」とは、中国紀元前を起源とする弦楽器で、孔子が愛好したと伝えられ、古くから君子の修養のための楽器として、儒家に尊重されてきた七弦の「琴」)

〔古琴〕「七絃琴（七絃琴）」とも称するを指す。徂徠はこの琴を愛好し、琴の古楽譜に対する研究を行い、『幽蘭譜抄』と『琴学大意抄』を著した。詳しくは拙著『国宝『碣石調幽蘭第五』の研究』を参照。

三、時代が下るに従い、歌も楽器も皆、同音で合わせて歌い奏するようになり、唐代から、「歌詞」と「奏調」を別調で和すということが失われ始めてしまった。

以上の説に基づくと、徂徠が本書『楽律考』のこの部分で「東魏以中呂爲黃鐘。蓋互換歌・奏也。」と述べるのは、東魏の時、黄鐘の音が完全五度下の仲呂へ移行したという、その黄鐘と仲呂間の音程が、ちょうど歌詞・奏調間の音程に相当することから、歌詞と奏調を互いに取り替えてしまったことが原因で、黄鐘の音高が五度も下がるという大幅な移行が起こった、という自身の解釈を示したものである。山県大弐の注にも、同様の解説が見える。次のとおりである。「但東魏以中呂爲黃鐘者濁亦甚焉。而中呂隔八自與黃鐘相和也。古者歌・奏不同均、歌黃鐘則奏以中呂和之、歌太簇則南呂和之。諸律無不皆然。而東魏之律、適與其法同。故曰互換歌・奏也。」（六頁）

(3) 宇文周以南・舞之間爲黃鐘 『隋書』卷一六「律曆志上」「審度」の「十一、蔡邕銅籥尺」の条に、「後周玉尺、實比晉前尺一尺一寸五分八釐。從上相承、有銅籥一、以銀錯題、其銘曰、「籥、黃鐘之宮、長九寸、空圍九分、容秬黍一千二百粒、稱重十二銖、兩之爲一合。三分損益、轉生十二律。」祖孝孫云、「相承傳是蔡邕銅籥。」後周武帝保定中、詔遣大宗伯盧景宣・上黨公長孫紹遠・岐國公斛斯微等、累黍造尺、從橫不定。後因修倉掘地、得古玉斗、以爲正器、據斗造律度量衡。因用此尺、大赦、改元天和、百司行用、終於大象之末。其律黃鐘、與蔡邕古籥同。」（四〇五〜四〇六頁）とあり、同「律曆志上」の「嘉量」に、「後周武帝「保定元年辛巳五月、晉國造倉、獲古玉斗。暨五年乙酉冬十月、詔改制銅律度、遂致中和。……」（四一〇頁）とあり、宇文氏の北周（後周）では、累黍の法で尺を作ろうとしたものの、定まらず、その後、古い玉斗が出土したため、これを使って律度量衡を作り、改制して用いたという。徂徠の『度量衡考』『度考』では、前掲『隋書』の「十一、蔡邕銅籥尺」の条を引いて、「後周の玉尺 隋書律曆志に曰はく、「十一に、蔡邕が銅籥尺。後周の玉尺。實に晉前尺の一尺一寸五分八釐に比す。從上相ひ承けて、銅籥一あり。銀錯を以て題す其の銘に曰はく、「籥、黃鐘の宮、長さ九寸、空圍九分。秬黍一千二百粒を容る。稱るに重さ十二銖、これを兩にして一合と爲す。三分損益、轉じて十二律を生ず」と。祖孝孫云ふ、「相ひ承けて傳ふこれ蔡邕が銅籥」と。後周の武帝 中（保定脱力）に、詔して大宗伯の盧景宣、上黨公の長孫紹遠、岐國公の斛斯微らを遣はして、黍を累ね尺を造らしむるに、從横定まらず。のち倉を修め地を掘るに因りて、古玉斗を得。以て正器と爲し、斗に據りて律度量衡を造る。因りてこの尺を用ひ

て、大赦して元を天和と改む。百司行用して、大象の末に終ふ」と。按ずるにこれ即ち後周の玉尺、隋のいまだ陳を平らげざるの前に至るまでこれを用ふ。唐またこれを以て法尺と爲し、……。けだし北朝、周に至りて文雅を崇尚し、古周を模倣し、度量を改めんと欲す。しかれども南朝の制に遵したがふことを惡みて、因りてこの尺を作る。故に尺はなほだ拓跋氏の諸尺より短うして、南尺と相ひ近きのみ。いはゆる蔡邕が銅籥といふ者、また它に憑るなし。乃ち劉曜を以て張衡と爲すの比なり。唐、周・隋を承けて、北朝を以て帝統と爲す、また文中子が遺意。故にこの尺を以て眞周尺と爲し、以て法物を作る。……(二〇一頁)と述べている。また、「荻生考(第六二冊)」所収「歴代尺ノ考」には、「後周ノ玉尺 是ハ周尺ニテ一尺一寸五分八釐トアリ。宇文周ノ武帝ノ保定年中ニ、盧景宣・長孫紹遠・斛斯微、三人ニ赦シテ、黍ヲ以テ尺ヲ作ラシムルニ、長短一決セズ。後ニ地ヲ掘テ、玉斗ヲ掘出シ、是、古ノ周尺ナリトテ、是ニテ律度量衡ヲ作り、後周ノ世ニハ、百官是ヲ通用ス。唐ノ代ニモ、此尺ニテ音律ヲ定ム。玉斗ヨリ出タル尺ナルユヘ、玉尺ト云。又、蔡邕カ銅籥ト云モノモ、此尺ト同シキトテ、銅籥尺トモ云。蔡邕ハ後漢ノ代ノ人ナリ。」と見える。さらに、本書『樂律考』の後半部(二五)には、後周(宇文周、北周)の黄鐘律長について詳しい数値を載せ、「後周・唐玉尺黄鐘、一尺零四分二釐二毫。折半得五寸二分一釐一毫、爲南呂弱也。」と記す。これらの記述を併せると、宇文周では南呂と無射の間を黄鐘とした(宇文周以南・舞之間爲黄鐘)とする徂徠の解釈が、次のように理解できるだろう。

① 晋前尺(≡周・漢の尺)による黄鐘律長九寸・宇文周の黄鐘律長≡一尺・一尺一寸五分八釐

② 宇文周の黄鐘律長≡ $0.9 \times 1.158 = 1.0422 = 一尺四分二釐二毫$

③ 一尺四分二釐二毫の律長を一オクターヴ上げると( $\times 1/2 = 0.5211$ )、五寸二分一釐一毫となる。

④ この律長(五寸二分一釐一毫)は、南呂律長(本書『樂律考』後半部に「五寸三分五釐一毫四絲」と記す。三分損益律では五寸三分三釐三毫あまり)と無射律長(本書では「五寸零五釐零八絲」、三分損益律では四寸九分九釐四毫あまり)の間の値であることから、周・漢代からの本来の樂制における南呂と無射の間の音高、つまり南呂よりやや高い音高に相当する。

(4) 隋承周統 宇文周より禪讓を受けて建国した隋は、『隋書』卷一四「音樂志中」に、「開皇二年、齊黃門侍郎顏之推上言、「禮崩樂壞、其來自久。今太常雅樂、竝用胡聲、請馮梁國舊事、考尋古典。」高祖不從、曰、「梁樂亡國之音、奈何遣我用邪。」是時尚因周樂、命工人齊樹提檢校樂府、改換聲律、益不能通。俄而柱國、沛公鄭譯奏上、請更修正。於是詔太常卿牛弘・國子祭酒辛彥之・國子博士何妥等議正樂。然

論謬既久、音律多乖、積年議不定。高祖大怒曰、「我受天命七年、樂府猶歌前代功德邪。」命治書侍御史李譔、引弘等下、將罪之。譔奏、「武王克殷、至周公相成王、始制禮樂。斯事體大、不可速成。」高祖意稍解。」(三四五頁)とあるように、当初、宇文周の宮廷音楽とその樂制を踏襲していたことが知られる。

(5) 隋承周統、因以南呂爲黃鐘 前の注(4)に述べたように、隋朝の樂制は初め宇文周のものを踏襲したが、そのような状況は早くから問題視されており、樂制改革が行われた。音律についても議論され、基準音となる黃鐘の音高が改定されたことは、『隋書』「音楽志」及び「律曆志」等から知られる。ただし、『隋書』の記事に対する解釈の違いなどから、音律制度の改定時期や施行期間、及びその実態などの詳細については、必ずしも理解が一致しているわけではない(詳しくは、長谷部剛・山寺三知・佐藤大志・釜谷武志・狩野雄「『隋書』音楽志訳注稿(四)」、渡辺信一郎『中国古代の樂制と国家——日本雅樂の源流』「第二部 天下大同の樂——隋の樂制改革とその帝國構造」一七四～一七四、二一八～二一九頁、狩谷椽斎著・富谷至校注『本朝度量權衡攷一』二一四～二二〇頁を参照)。

そこで、隋朝における音律の変遷を、徂徠がどのように解釈していたのかを概観した上で、本書『樂律考』のこの記述が、隋朝におけるどの音律に基づいて述べたものか、明らかにしておきたい。徂徠の『度量衡考』「度考」では、「梁の表尺 ……梁これを用ひて影表を作り、隋の大業中に、以て律呂樂器を制するのみ。它には施用せず。」「宋氏尺 ……按ずるにこれ、宋・齊および宇文周の初めに用ふる所の尺なり。宇文周にこれを鐵尺と謂ふ。隋の開皇の初、陳を平らぐる後に及びて、またみなこれを用ひて律を調ふ。 ……ここに謂へらく、宇文周、齊を平ぐるの後、この鐵尺を用ひて律度量を作る。其の後、改めて玉尺を用ふ。宣帝の時、群臣議してまた鐵尺を用ひんと欲して、いまだ果さず。隋、禪を受くるに至つて、なほ玉尺を用ふ。陳を平らぐるの後、卒にまた鐵尺を用ふと。」「拓跋魏の後尺 ……開皇の官尺・後周の市尺、みなこれと同じ。」「按ずるにこれ即ち後周の玉尺、隋のいまだ陳を平らげざるの前に至るまでこれを用ふ。」「隋水尺 ……按ずるにこれ萬寶常、この尺を作り、以て律呂を制す。しかうして它に用ふる所なし。」(一八八～一八九、一九三～一九六、一九九、二〇一～二〇二頁)とあり、「荻生考(第六二冊)」所収「歷代尺ノ考」には、「隋ノ水尺 是ハ周尺ノ一尺一寸八分六釐ト云ヘリ。總シテ隋ノ代ニハ、様々ノ尺ヲ用タリ。開皇ノ官尺ト云ハ、拓跋魏ノ後尺ナリ。 ……開皇ノ鍾律尺ト云ハ、宋尺ナリ。 ……是ハ音律ニバカリ用タリ。コノ水尺ハ、萬寶常ト云、西域ノ樂人ノ音律ヲ定タル尺ナリ。宋尺ニテ切リタル律ノ、南呂ノ倍聲ヲ黃鐘ト定メタリ。南呂ハ水ニ象トルユヘ、水尺ト號ス。是モ音律ニバカリニテ、世間通用ノ尺ニ非ス。又、煬帝ノ大業年中ニ至テハ、梁ノ表尺ヲ以テ音律ヲ定ム。是、又、世間

通用ノ尺ニ非ズ。音律ニバカリ用タルナリ。惣シテ隋ノ代ニ、尺、色々ニ替ルコト、コノ時、天下ヲ一統シテ、四夷ヲ悉從へ、四夷ノ音樂、悉ク集マル。ソノ内ニテ、天子ノ心ニ叶タル用タルユへ、音律モ度々替リ、尺モ、ソレニツレテ度々改ルナリ。」と見える。以上をまとめると、徂徠は、隋朝で用いられた尺に、①拓跋魏の後尺②開皇の官尺、③後周の玉尺、④宋氏尺⑤鉄尺⑥開皇の鐘律尺、⑦隋の万宝常の水尺、⑧梁の表尺を挙げており、そのうちの②③④⑤が、音律を規定するのに使用されたものとみなしていたようである。

さて、「荻生考（第五七冊）」所収「樂律考」附記「樂律ノ考」では、本書『樂律考』に載せる「歷代ノ黃鐘六ツ」のうち、隋朝のものは「隋ノ開皇ノ黃鐘」と「隋ノ萬寶常カ水尺ノ黃鐘」の二種を挙げる（前の注(1)参照）。前者は右記の③に、後者が④に当たるが、③については、本書の後の段落【七】に取り上げられているため、本段落【六】に見えるこの記述（隋承周統、因以南呂爲黃鐘）は、④の万宝常の水尺に基づく音律のことを述べているものとみなされる。実際、④の尺度から算定した音高は南呂に当たり、本文の記述と一致する。以下のとおりである。

万宝常の水尺については、『隋書』卷一六「律曆志上」「審度」に、「十三、開皇十年萬寶常所造律呂水尺 實比晉前尺一尺一寸八分六釐。今太樂庫及内出銅律一部、是萬寶常所造、名水尺律。說稱其黃鍾律當鐵尺南呂倍聲。南呂、黃鍾羽也、故謂之水尺律。」（四〇八頁）と見える。なお、万宝常とは、隋の開皇年間に行われた樂律についての議論に参加した人物であり、同書卷一四「音樂志中」に、「又有識音人萬寶常、修洛陽舊曲、言幼學音律、師於祖孝徵、知其上代修調古樂。周之璧翬、殷之崇牙、懸八用七、盡依周禮備矣。所謂正聲、又近前漢之樂、不可廢也。」（三四七頁）とある。また、同書卷七八及び『北史』卷九〇に伝があり、「萬寶常、不知何許人也。父大通、從梁將王琳歸于齊。後復謀還江南、事泄、伏誅。由是寶常被配爲樂戶、因而妙達鍾律、遍工八音。造玉磬以獻于齊。又嘗與人方食、論及聲調。時無樂器、寶常因取前食器及雜物、以箸扣之、品其高下、宮商畢備、諧於絲竹、大爲時人所賞。然歷周洎隋、俱不得調。開皇初、沛國公鄭譯等定樂、初爲黃鍾調。寶常雖爲伶人、譯等每召與議、然言多不用。後譯樂成奏之、上召寶常、問其可不、寶常曰、「此亡國之音、豈陛下之所宜聞。」上不悅。寶常因極言樂聲哀怨淫放、非雅正之音、請以水尺爲律、以調樂器。上從之。寶常奉詔、遂造諸樂器、其聲率下鄭譯調二律。……」（『隋書』一七八三〜一七八四頁）と見える。徂徠の「度量衡考」「度考」の「隋水尺」の条では、前掲『隋書』「律曆志」を引き、「隋書律曆志に曰はく、「十三に、開皇十年、萬寶常が造る所の律呂水尺。實に晉前尺の一尺一寸八分六釐に比す。いま大樂庫および内より出す銅律一部、これ萬寶常が造る所、水尺律と名づく。說に「其の黃鐘律、鐵尺の南呂の倍聲に當る。南呂は黃鐘の羽なり。故にこれを水

尺律と謂ふ」と稱す。」按ずるにこれ萬寶常、この尺を作り、以て律呂を制す。しかうして它に用ふる所なし。」(二〇二頁)と記す。また、本書『樂律考』の後半部(二五)には、「隋萬寶常水尺黃鐘、一尺零六分七釐四毫。折半得五寸三分三釐七毫、爲南呂也。」と見え、これに対する蒔田雁門の注には、「隋書律歷志云、開皇十年、萬寶常所造律呂水尺、實比晉前尺一尺一寸八分六釐、是也。……前言、隋承周統、因以南呂爲黃鐘、是也。……」とある。これらの記述に基づくと、南呂を黃鐘とした(以南呂爲黃鐘)という本書における徂徠の見解が、次のように理解できよう。

① 晉前尺(＝周・漢の尺)による黃鐘律長九寸・隋の萬寶常の水尺による黃鐘律長＝一尺・一尺一寸八分六釐

② 隋の萬寶常の水尺による黃鐘律長＝ $0.9 \times 1.186 = 1.0674$ ＝一尺六分七釐四毫

③ 一尺六分七釐四毫の律長を一オクターブ上げると( $\times 1/2 = 0.5337$ )、五寸三分三釐七毫となる。

④ この律長(五寸三分三釐七毫)は、南呂(本書『樂律考』に「五寸三分五釐一毫四絲」と記す。三分損益律では五寸三分三釐三毫あまり)の近似値であることから、周・漢代からの本来の樂制における南呂の音高に相当する。

(6) 皆以協胡音也「荻生考(第六二冊)所取「周尺ノ考」に、「北朝ハ夷狄ニテ、音律ノ濁ルユヘ、夷狄ノ音律ニ合スヘキ爲ニ、長キ尺ヲ作レリ。十五種ノ尺ノ中ニモ、拓跋魏ノ前尺ハ、周尺ニ二寸七釐長シ。中尺ハ、二寸一分一釐長シ。後尺ハ、二寸八分一釐長シ。東後魏ノ尺ハ、五寸八毫長シ。宇文周ノ玉尺ハ、一寸五分八釐長シ。隋ノ水尺ハ、一寸八分六釐長シ。此六種ハ皆、北朝ノ尺ニテ、隋ノ代ハ、字文周ヨリ代ヲ繼キ、唐朝ハ、隋ヨリ代ヲ繼タルユヘニ、元來、音律ノ替リヨリ尺長クナリタルコト、明白ナリ。」と見える(ここに記す「十五種ノ尺」とは、『隋書』卷一六「律曆志上」「審度」に載せる十五等の尺を指す)。

待統

#### 参考文献

- (漢) 孔安国伝・(唐) 孔穎達疏・廖名春・陳明整理・呂紹綱審定『尚書正義』十三經注疏、二〇〇〇年、北京大學出版社  
(漢) 鄭玄注・(唐) 賈公彥疏・趙伯雄整理・王文錦審定『周礼注疏』十三經注疏、二〇〇〇年、北京大學出版社  
(南朝宋) 劉義慶撰・徐震堦著『世說新語校箋』一九八四年、中華書局  
(梁) 沈約撰『宋書』一九七四年、中華書局

- (梁) 蕭子顯撰『南齊書』一九七二年、中華書局  
 (北齊) 魏收撰『魏書』一九七四年、中華書局  
 (唐) 李延寿撰『南史』一九七五年、中華書局  
 (唐) 李延寿撰『北史』一九七四年、中華書局  
 (唐) 姚思廉撰『梁書』一九七三年、中華書局  
 (唐) 房玄齡等撰『晉書』一九七四年、中華書局  
 (唐) 魏徵等撰『隋書』一九七三年、中華書局  
 (宋) 王應麟輯『玉海』二〇〇七年、広陵書社  
 (元) 脱脱等撰『宋史』一九七七年、中華書局  
 (江戸期) 狩谷掖斎著・富谷至校注『本朝度量權衡攷一』東洋文庫五三七、一九九一年、平凡社  
 楊蔭瀏『中国音楽史綱』一九五二年、万葉書店(復刊)一九九六年、楽韻出版社  
 林謙三『東アジア楽器考』一九七三年、カワイ楽譜  
 川原秀城・池田末利「解題・凡例」「一、度量衡考」(川原秀城・池田末利編輯『荻生徂徠全集一三 統治論二』一九八七年、みすず書房、四四五～四五四頁)  
 児玉憲明「荀勗と泰始笛律——何承天との関係を論じて音響学史上の位置づけに及ぶ」新瀉大学人文学部『人文科学研究』第六七輯、一九八五年、一二五～一四九頁  
 児玉憲明「宋書律志訳注稿(一)」新瀉大学人文学部『人文科学研究』第七四輯、一九八八年、二五～四六頁  
 児玉憲明「宋書律志訳注稿(二)」新瀉大学人文学部『人文科学研究』第七七輯、一九九〇年、一～二三頁  
 王子初「荀勗笛律研究」中国伝統文化研究叢書、一九九五年、人民音楽出版社  
 陳応時『中国楽律学探微——陳応時音楽文集』二〇〇四年、上海音楽学院出版社  
 佐藤大志・長谷部剛・佐竹保子・釜谷武志『隋書』音楽志訳注稿(一) 広島中国文学会『中国学研究論集』第一八号、二〇〇七年  
 長谷部剛・山寺三知・佐藤大志・釜谷武志・狩野雄『隋書』音楽志訳注稿(四) 広島中国文学会『中国学研究論集』第二四号、二〇一〇年  
 山寺美紀子『国宝『碣石調幽蘭第五』の研究』二〇一二年、北海道大学出版会  
 渡辺信一郎『中国古代の楽制と国家——日本雅楽の源流』二〇一三年、図書出版 文理閣